

## 鳥取県告示第 863 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字尾張字尾張谷364の2、364の83、364の143、364の145、364の155、364の179から364の181まで、364の195、364の196、字中ノ谷365の1から365の9まで、365の12から365の20まで、366の2、366の5から366の11まで、字権現谷367の1から367の13まで、367の18、367の34から367の59まで、367の68、367の70、367の72、367の74、字大平谷368、字ゾウソ畑369の1から369の4まで、字ナキ谷370の1から370の3まで、370の6、大字太一垣字シコ谷東平599から615まで、字シコ谷616の2、616の14、616の15、616の18から616の38まで、616の50から616の72まで、616の75から616の88まで、616の90から616の113まで、616の115から616の149まで、616の186から616の189まで、大字中村字大藤谷長坂頭645の1から645の3まで、645の32から645の70まで、645の72から645の78まで、645の82から645の107まで、字不動平646、字大藤大平647、648の1、648の4から648の28まで、字大藤仙谷649の1から649の3まで、649の5から649の19まで、字大藤谷奥西平650の1、650の2、650の4、650の8から650の26まで、字大藤大平頭651の8から651の21まで、字本谷深谷頭652、字本谷東柳園653の1、653の3、字本谷奥654の1から654の4まで、字本谷狼谷平655の1から655の6まで、字本谷中東平656の1、656の2、字本谷深谷口657の1、657の2、字本谷口東平658の1から658の19まで、字本谷ノホソ659の1から659の8まで、字本谷奥西平662、663の1、663の2、663の4、664、665、字寺谷東平676から679まで、680の1、680の2、字納谷奥東平上ミ787、字納谷口791の2、791の16から791の23まで、字納谷頭792の2、792の5から792の7まで、字大徳谷頭793の2

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、赤碕町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）